

# 総務常任委員会会議録

令和6年2月26日

寒川町議会



出席委員 黒沢委員長、茂内副委員長  
山田委員、柳田委員、山上委員、青木委員、小泉委員、岸本委員  
天利議長

説明者 野崎総務部長、青木人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹、遠藤副主幹  
菊地町民部長、三町副主幹、嶺主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第13号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
2. 議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
3. 議案第27号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、付託議案3件となります。次第のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容を説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第13号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。気持ちのよい朝を迎えました。本日もよろしくお願いいたします。それでは、付託議案の1、議案第13号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、青木人事課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部人事課より、議案第13号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。なお、説明については、本会議初日におきまして総務部長よりご説明いたしました内容と重複する部分もございます

が、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

現在会計年度任用職員への、いわゆるボーナスにつきましては、期末手当は支給されているものの勤勉手当は支給されていないのが現状となっております。会計年度任用職員制度の運用が開始された令和2年度におきましては、任用と処遇の適正化の観点から期末手当の支給は可能とされたものの、勤勉手当の支給については国の非常勤職員における支給の広がりや各地方公共団体における期末手当支給の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされてきたところでございます。その後令和3年度までの間に国の非常勤職員においては対象となる職員に勤勉手当が支給されたこと、また各地方公共団体における会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となりました。

こうした経過等を踏まえ、当町においても、国における非常勤職員の処遇との均衡を図る観点から、また社会情勢に即した適正な給与を確保する観点から、令和6年度より会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するよう条例の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料については、ファイル番号01-1 議案第13号寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての6分の4ページ新旧対照表の1ページをご覧ください。今回の改正案については、2条から成ります条立ての改正方法をとっております。最初に、第1条関係は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。まず、第2条第1項は、会計年度任用職員の給与を定める条文で、条文の前半はフルタイム会計年度任用職員に支給する給与を、後半ではパートタイム会計年度任用職員に支給する給与を定めております。改正案では、フルタイム会計年度任用職員には給与として給料のほか、地域手当などの各種手当に勤勉手当を追加するとともに、パートタイム会計年度任用職員についても勤勉手当を追加するものでございます。

次に、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を定める第14条の次に第14条の2として、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する条文を追加します。第14条の2第1項は、支給対象となるフルタイム会計年度任用職員と勤勉手当の基準日や支給率等について定めるものでございます。支給対象となるフルタイム会計年度任用職員は、期末手当の支給対象と同様に任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とします。また、勤勉手当の基準日や支給率等については、常勤職員の勤勉手当の支給について定めました給与条例第18条の規定を準用するものとし、これにより勤勉手当の基準日や支給率等は常勤職員と同様となります。

次に、第14条の2第2項では、期末手当における任期の通算規定を定めた前条に当たります第14条第2項及び第3項の規定を勤勉手当においても準用する旨を定めるものでございます。第14条第2項は、任期の通算として、任期の定めが6月未満であっても同一会計年度内において再度任用された結果、合算した任期が6月以上であれば任期の定めを6月以上とみなすということを規定するものでございます。

また、第14条第3項には、任期の通算として前年度の会計年度とそれに引き続く翌会計年度における任期を合算すると6月以上となる場合も同様に、任期の定めを6月以上とみなすということが規定されており、これにより任期が6月未満のフルタイム会計年度任用職員であっても、いずれかの通算規定に

該当する場合には勤勉手当を支給するものでございます。

次に、タブレット資料は6分の4ページ下段から6分の5ページにかけてになりますけれども、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を定める第24条の次に第24条の2として、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する条文を追加いたします。第24条の2第1項の前段は、支給対象となるパートタイム会計年度任用職員及び勤勉手当の支給日や支給率等について定めるものでございます。支給対象となるパートタイム会計年度任用職員は、期末手当の支給対象と同様に任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者、これは1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者が該当となりますが、これを除くと定めます。また、勤勉手当の基準日や支給率等は、常勤職員の勤勉手当の支給について定めた給与条例第18条の規定を準用するものとし、これにより勤勉手当の基準日や支給率等は常勤職員と同様となります。第24条の2第1項の中段から後段にかけては、給与条例を準用するに当たっての読替えを規定するものでございます。この読替規定は、パートタイム会計年度任用職員には給料ではなく報酬が支給されていることから必要となる規定でございます。常勤職員の勤勉手当の支給総額の限度を規定しました給与条例第18条第2項第1号では、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及び、6分の5ページに移りまして、これに対する地域手当の月額の合計額を加算した額とされておりますが、パートタイム会計年度任用職員については扶養手当の支給がないことから、単に勤勉手当基礎額と読み替えることとして加えまして、給与条例第18条第3項では、常勤職員の勤勉手当基礎額が給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とされているところを、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額にあつては、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額と読み替える規定とするものでございます。

次に、第24条の2第2項では、期末手当における任期の通算規定を定めた第24条第2項及び第3項の規定を勤勉手当においても準用する旨を定めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条関係は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。最初に、第7条第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当に関する条文で、勤勉手当の基準日において育児休業をしている職員であっても、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がある場合には勤勉手当を支給する旨を定めております。これまでは会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給がなかったことから、対象となる職員から会計年度任用職員を除外する規定がありましたが、このたびの会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い当該規定を削るものでございます。

次に、第8条は、前条第2項の改正に伴い条文を整理するものでございます。

続いて、資料は6分の6ページに移りまして、最後に改正附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することを規定しております。

条例の一部改正については以上となりますが、このたびの条例改正に伴い関係規則であります寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正もございまして、その改正内容についても引き続きご説明させていただきます。タブレット資料はファイル番号01-2寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正についての5分の3ページの新旧対照表の1ページをご覧ください。最初に、第19条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について、常勤職員

の例によって支給する旨を定めた規定でございますが、この条例の見出しと本文に勤勉手当に関する事項を加え、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当についても常勤職員の例によって支給する旨を定めるものでございます。

次に、第23条第1項は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について、常勤職員の例によって支給する旨を定めた規定でございますが、この条の見出しと本文についても勤勉手当に関する事項を加え、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当についても常勤職員の例によって支給する旨を定めるものでございます。

次の第23条第2項は、期末手当等の支給日を定める規定となりますが、これまで会計年度任用職員の期末手当の支給日を定めた規定はなかったことから、勤勉手当を支給することに合わせて定めるものでございます。

次の第23条第3項は、期末手当、勤勉手当の支給対象であるパートタイム会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除外する旨を定めた規定でございますが、第2項を追加することに伴い1項繰り下げ、勤勉手当に関する条例の条文の番号を追加するものでございます。

続きまして、資料は5分の4ページをご覧ください。第23条第4項については、パートタイム会計年度任用職員に給与条例を準用して期末手当を支給する際に、期末手当基礎額から除外する報酬について定める規定でございますが、第2項を追加することに伴い1項繰り下げ、勤勉手当に関する条例の条文の番号等を追加するものでございます。

次に、別表第1の職種別基準表の改正についてです。この職種別基準表の改正は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴うものではございませんが、施行が同時期のため併せて改正するものでございます。別表第1の職種別基準表は、職種ごとに適用する給料の基礎号給と上限号給を定めるものでございますが、この表に防犯相談員と防犯アドバイザーを追加いたします。防犯相談員と防犯アドバイザーは、令和2年度の会計年度任用職員制度の施行前から任用している職種となりますが、会計年度任用職員制度の施行に伴い現在身分上は会計年度任用職員としております。また、その給料については、職務の性質上警察OBを採用していることから、これまでは会計年度任用職員制度の施行前からの警察との協議に基づいて報酬を支給してまいりましたが、このたび警察との協議が整ったことを受け、令和6年度から給料表を職種別基準表に位置づけて支給していくこととするため改正するものでございます。

次に、別表第3は、第23条第2項として、期末勤勉手当の支給日に関する規定を追加することに伴い、期末勤勉手当の基準日ごとの支給日を規定するため追加するものでございます。

続いて、資料5分の5ページをご覧ください。最後になりますが、附則としまして、この規則は令和6年4月1日から施行することを定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま丁寧に説明いただきました。これより質疑に入りますけれども、規則の一部改正については議決案件ではございませんので、ご了承いただければと思います。それでは、議案第13号につきまして質疑はございますでしょうか。

柳田委員。

**【柳田委員】** 2点お伺いします。1点目なんですけど、今回期末手当プラス勤勉手当ということで、

令和4年度決算のときに285名会計年度任用職員がいて、賃金総額が2億4,335万7,643円だったと思うんですね。今回勤勉手当が増えることで、どのくらいの影響額があったのかということと、あと先ほど説明の中で規則の部分が議決とは違うということだったんですけど、防犯相談員だとか、防犯アドバイザーは、令和2年度からということで、それまでは違う費用を物件費とかに入れていたんですか。今回定めるといことは、今までどうだったのかということをお伺いします。

【黒沢委員長】 青木人事課長。

【青木人事課長】 2点ご質問をいただきました。まず、勤勉手当が支給されることに伴う影響額というお尋ねでございます。令和6年度の当初予算に計上しております支給対象人数としては、パートタイム会計年度任用職員は、これは延べ人数になりますけれども、278人計上しております。そのうち141人、50.7%が勤勉手当の支給対象と想定しております。それによる影響額としましては、純増する分で3,969万2,000円、こちらが影響額となりまして、こちらの額については一般会計、特別会計含む全会計の計上額ということでございます。それと2点目の防犯アドバイザー等の令和2年度以前のものについては、所管が町民安全課になりますので、あれですが、予算計上としては、非常勤職員の報酬という形で計上していたものだと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 これは施行日が令和6年4月1日ということは、今年の4月ということですよ。支給日が6月20日じゃないですか。なので、6月20日にまず支給されるということだと思うんですね。4月1日からということは、その以前というのはカウントされないんですか。その確認で、フルにもらえるかどうかということを確認したいんです。

【黒沢委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 ただいまのご質問なんですけれども、施行としては令和6年4月1日なんです、引き続き任用される方については、いわゆる満額が支給されるようになります。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本議案について説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 それでは、町民部町民安全課より議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。説明に当たりましては菊地より、質疑に当たりましては出席職員で対応いたしますので、ご審査賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料02をご覧ください。この一部改正の経緯でございますが、消防団の充実強化に当たり、消防団との協議等を重ね、新たな制度を導入するために条文の整理等を図るものでございます。本会議での説明と重複する部分がございますが、説明に当たっては新たな制度の詳細について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 部長、止めてもらっていいですか。マイクの調子が悪いみたいなので、部長の声は、ここでは聞こえるんですけど、控室に届いていないみたいなので、暫時休憩させていただきます。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第26号の説明をお願いいたします。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 それでは、議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料02をご覧ください。この一部改正の経緯でございますが、消防団の充実強化に当たり消防団との協議等を重ね、新たな制度を導入するために条文の整理等を図るものでございます。本会議での説明を重複する部分がございますが、説明に当たっては新たな制度の詳細について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

新たに導入する制度は、機能別団員、休団制度、定年制度の3つの制度でございます。まず、機能別団員について説明いたします。近年の異常気象や地震の群発など、町として風水害や大規模地震等に対応する消防団員の確保に関しましては、非常に重要なことであると認識しております。そのため今までの消防団員を基本団員とし、大規模災害等の対応に特化した消防団員を機能別団員として、町として消防団員の確保を図っていきたいと考えております。機能別団員は、階級は団員のみ、年額報酬は1万2,000円、公務災害は対象となりますが、退職報奨金は対象外としております。火災出動はせず、火災以外の風水害や地震等の大規模災害時のみ団長の命により出動することを予定しており、出動に伴う報酬も基本団員と同様に支払います。なお、訓練や研修につきましては、大規模災害に伴うもののみ受講することとしております。

次に、休団制度につきまして説明いたします。消防団の要件には、町内在住または在勤が示されております。今まで仕事の関係で転勤や単身赴任となり、消防団員を辞めることになった方がおりましたが、そのときに休団制度があれば消防団員を辞める必要はなかったのではないかと認識しているところがございます。また、昨今は男性の育児休暇の取得など仕事の理由はもちろんのこと、それ以外の理由でも休団制度を活用することで消防団を辞めることという判断をせず、消防団を続けていくことができるメリットは消防団員にとって非常に大きなものと考えております。休団は、任命権者に承認されれば最長3年未満で取得でき、階級は休団時の階級のままでありますが、年額報酬が支払われることはございません。休団中は災害出動、訓練や研修に参加する必要もございません。

最後に、定年制度について説明いたします。全ての災害に出動する今までの消防団員である基本団員は、多岐にわたる職務に鑑み65歳を定年とし、任命権者の承認により5年未満の期間を延長することを認めております。また、大規模災害時のみ出動する機能別団員は、70歳を定年とし、同様に5年未満の

期間を延長することを認めておりますので、基本団員の退団後、職務の負担が少ない機能別団員として引き続き町の安心安全のために活躍することも可能となるような設計をしております。なお、令和6年4月1日の施行を予定しておりますが、現在定年を超えている消防団員は対象外とし、4月1日以後定年を迎える消防団員が対象となることとしております。現在の制度は、消防団を継続するか退団するか2択しかなかったのですが、今回新たな制度を導入することで退団せずに休団する選択肢、休団まではしないけれども、家庭や仕事の事情により負担を減らして機能別団員として活動するという選択肢が増えます。

様々なライフスタイルがある中で、自分に合った選択を団員自身ができる体制になることは、消防団員等の充実強化につながるものであると考えております。実際現時点において休団を希望している団員や基本団員の退団後に機能別団員を希望している団員がいるのも事実でございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、タブレット資料の6ページ、寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表に基づいて説明させていただきます。説明するに当たり、条の追加等により改正条文に繰下がり等が生じますので、新旧対照表の右側の改正案の条番号を下に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

新たに機能別団員を創設することから、改正案の第3条として、団員の種類を、第1号で基本団員を、第2号で機能別団員の定義を追加規定するものでございます。

改正案の第4条は、条の追加に伴い現行の第3条を繰り下げるとともに、第3号で「志操堅固で」を「職務を支障なく遂行できると認められ」に、「身体強健」を「身体健全」に、字句を分かりやすく改正しております。

改正案の第5条は、条の追加に伴い現行の第4条を繰り下げるとともに、引用する条も繰り下がることから改正するものでございます。

次に、タブレット資料の6ページ、7ページをご覧ください。改正案の第6条は、新たに消防団の休団制度を創設するに当たり規定を追加するもので、第1項で休団の規定を、第2項及び第3項で休団及び復帰の手の規定を、第4項で復帰したときの階級の規定を、第5項で休団している団員に対する服務規律を適用しない旨の規定をしているものです。

改正案の第7条は、条の追加に伴い現行の第5条を繰り下げるとともに、第1項第3号の字句の「消防団員」を「団員」に改め、第2項第1号につきましては、条の追加に伴い引用条文がずれることから改正するものでございます。

改正案の第8条は、条の追加に伴い現行の第6条を2条繰り下げ、第2項中、停職期間を「1月」から「6月」に改める改正でございます。

次に、改正案の第9条は、条の追加に伴い現行の第7条を2条繰り下げのものです。

次に、タブレット資料の7ページ、8ページをご覧ください。団員の定年退職制度を新たに創設することから、改正案の第10条として、定年による退職についての規定を追加しております。第1項では、定年退職日の規定を、第2項では、各団員の定年の年齢を規定、第3項から第5項につきましては、定年年齢に達した団員の退職により消防団の運営に著しい支障が生ずると認めるときの定年の延長に関する規定を定めるものでございます。

次に、改正案の第11条ですが、現行の第8条のただし書を削り、改正案の第11条第2項に前項の例外規定を追加し、改正するものでございます。

改正案の第12条は、現行の第9条の字句の整理を行い、繰り下げたものでございます。

次に、改正案の第13条及び第14条ですが、条の追加に伴い現行の第10条及び第11条をそれぞれ3条繰り下げたものでございます。

次に、タブレット資料の8ページ、9ページをご覧ください。改正案の第15条は、見出しを「報酬の額」に改め、現行の第12条を3条繰り下げたもので、改正案の第2項の字句の整理を行い、第3項として機能別団員の年額報酬を1万2,000円と定め、第4項として、年度途中における報酬の額についての規定を追加し、改正案の第5項及び第6項については、現行の第3項及び第4項中、字句の整理をし、2項繰り下げ、改正案の第16条で報酬の支払いを規定するため現行の第5項を削る改正でございます。

次に、タブレット資料の9ページ、10ページをご覧ください。改正案の第16条の追加につきましては、第1項で年額報酬の支給について規定し、第2項で出勤報酬の支給について規定する条文でございます。

次に、改正案の第17条及び第18条ですが、条の追加によりそれぞれ現行の第13条及び第14条を4条繰り下げたものでございます。

次に、改正案の第19条は、条の追加により現行の第15条第1号の字句の整理を行い、4条繰り下げたものでございます。

最後に附則ですが、第1項で施行日を令和6年4月1日とし、第2項で改正規定の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小泉委員。

**【小泉委員】** 機能別団員で何点かお伺いしたいんですが、まず機能別団員の定員といいますが、人数は大体どれぐらいを想定しているのか、あと募集はどう考えているのか、あと訓練とかは、通常は一般的なこれまでの消防団員だと大体月1回全員点検みたいな感じで集まって、そこで訓練等をしているという形になるとか、ほかにも様々訓練機会はありますけれども、機能別団員に関してはどういう訓練を想定しているのか、あとさらに詰め所というか、集合場所ですね。通常集まる場所というのはどこを想定しているのか、あと最後に団員のみで特に班長、部長、副分団長、分団長というのはないということになると思うんですが、指揮系統というのは、団長からそれぞれの団員に直接いくような形になるのか、この点について教えていただければと思います。

**【黒沢委員長】** 三町副主幹。

**【三町副主幹】** 何点かいただいたご質問についてお答えいたします。機能別団員の定員なんですけれども、全体で団員178人という条例定数をそのまま使うような形で考えており、現在164人なので、不足している部分を取りあえず補うという形では考えております。機能別団員がもう少し充実してくれば、条例改正等もまた検討させていただくような形で、現時点では条例定数に達していない14人分をまず対象の目標として考えております。

次に、募集にあっては、当然同じように団員募集として今後チラシを作っていくような形も考えてお

りますので、チラシ等を使って機能別団員、基本団員の募集をかけていく予定でございます。

次に、訓練等に関してなんですけども、来年度から2年間教育という中で、防災に関する訓練を予定しております。救助ボートだとか、チェーンソー、そういったものの訓練を考えておりますので、そういった訓練には参加していただくのと、あと防災の図上訓練も予定しております、防災に関する訓練、教育は受講していただくということで考えております。

詰め所、あと指揮命令系統に関してなんですけども、基本的にはそれほどの人数は予定していませんので、寒川分署の執務室に集まっていただくような形で考えております。今だと団長、副団長、そして私たち消防担当で全体の指揮命令系統を補うんですけども、私も町に調整にいったりということで、人が足りないことが予想されますので、そういったときのサポートをまず第一の仕事として考えておまして、団長、副団長直轄の部隊という形で考えております。大規模災害時についてのみ対応していただくので、ふだんの点検だとか、そういったことは対応していませんし、詰め所等も設けておりません。車両等に関しては、町民安全課消防担当が所有している車、トラックとデリカを使って緊急走行もできますので、それに対応する、大規模災害時に主となるのは基本団員ですけども、そのサポートを担当するという業務を考えております。

以上となります。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回休団ができるようになるということなんですけど、そうしますと消防団の定員というのがあると思うんですけど、それに対して休団された方が出た場合、さらに正規の団員を補充していくのかどうかというのを確認したいと思います。

【黒沢委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 山田委員の質問にお答えいたします。休団されたとしても戻ってくる可能性がありますので、定員からは外さず、そのままとなります。なので、休団期間は最長3年未満とさせていただきます。3年を過ぎたら、定員の枠というのがありますので、そちらはまた調整をさせていただきような形で考えております。もし、休団の方が多くなって、また団員の人数がということであれば、再度条例改正とかも考えさせていただきますけども、先行市等の状況を見ると、年に1人ぐらいただと聞いておりますので、それほど支障はなく運用できるのではないかと考えております。

以上となります。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 実際は大した人数としては出ないということを想定しているということですね。分かりました。実際に自主的な出動できる団員さんが足りなくなるということがないような体制をとっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 要望でよろしいですね。他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 機能別団員のことを小泉委員にいろいろと聞いていただいて、気になったのは、大規模災害にのみ特化したという話なんですけど、そもそも大規模災害は、どういった基準をもって判断し

て大規模災害と見るのかということをお尋ねします。

【黒沢委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 青木委員のご質問にお答えいたします。大規模災害というくくりではあるんですけども、火災以外の災害と規定はしてありますので、そういった認識をしていただければ、機能別団員は火災出動はせず、風水害だとか、地震、そういったときに団長、副団長が上がってきますので、そのときには招集をかけて集まっていたとということで考えております。

以上となります。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 ということは、消防団員は消火をするというのが基本ですから、大規模災害の機能別団員に対しては、それ以外の風水害、当然今回は防災について質問するので、あれなんですけど、当然地震なんかも対象にはなると思うんですね。例えば地震なんかはマニュアルというのを、大災害に対して機能別団員が出動するようなマニュアルみたいなものはあるんですかね。

【黒沢委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 青木委員のご質問にお答えいたします。マニュアルというか、簡単な指針というか、そういったものは団長と副団長とは共有はしておりますが、具体的なマニュアルというものは作っておりません。ただ、今年も3月にも訓練をするんですけども、図上訓練の参集訓練を予定してまして、そういった中でいろんな想定を示した中で、対応を統一化していくという、災害なのでマニュアルだけで対応するというのが難しいという認識、臨機応変に対応せざるを得ないところもあるので、あえて図上訓練という中で知識、あと対応能力等を培っていければとは考えておるところでございます。

以上となります。

【黒沢委員長】 青木委員。

【青木委員】 話を別のところに移してやるんですけど、訓練が気になっていて、小泉委員が質問されていたんですけど、いろいろな防災訓練に参加していただくというのが基本だと言うんですけど、参加されないという場合も考えられて、常日頃鍛錬しなきゃ、災害があったときに対応できないと思うんですね。そういった点では、町としてはどういった、鍛えてくださいみたいな、そういうあれじゃないんですけど、そういうことについて、なった以上は、そこを認識した上で、どういうふうにいざというときに対応されるかという指導というんですかね。指導という言い方はあれなんですけど、そういうのは町としてどう考えているのかなとお尋ねします。

【黒沢委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 青木委員のご質問にお答えいたします。年間で予定している訓練には、ほぼ分団長が参加しております。分団長というのは、分団の一番トップで、組織、団への訓練指導、そういったことも担当しておりますので、私たちとしては、指揮命令系統の上でまず分団長には必ずそういった訓練に参加をできるだけしていただいて、伝えて、それを分団に持ち帰って分団で伝えていただくという形では考えております。また、消防団のアプリも今導入してまして、訓練だとか、そういったもので使った資料とかは、アプリで各分団と共有しておりますので、そういったところで周知を図っていければ、今までは紙だとか、そういったところだったんですけども、アプリを使うことによって、団員全員が同

じ情報を今見られるというような形になりましたので、そういったところで引き続き共有が図っていただければと考えております。

以上となります。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 私も機能別団員の関係でお伺いしたいんですが、自分が思うには、機能別団員は基本的に基本団員の後方支援または広報活動に特化しているのではないかと自分は思っています。今回の定年の年齢についても、基本団員は65歳、機能別団員については70歳で、大規模災害が起きたときに年上の人がまた出ていくというのも、非常に矛盾を感じて、通常訓練をしなきゃいけない、先ほど青木委員も言われていたんですけど、それはちょっとつじつまが合わないんじゃないかなというところがあって、あくまでも後方支援、あとは消防団員の広報活動に参加していただくのが一番いいんじゃないかなと思っています。ましてや年額の団員の報酬が1万2,000円です。通常の団員については4万7,700円ということで、ほぼ4分の1という金額ですから、その辺は大規模災害に特化してというところは考えていただきたいところがありますが、いかがでしょうか。

【黒沢委員長】 三町副主幹。

【三町副主幹】 山上委員の質問にお答えいたします。ご指摘のとおり私たちも考えておりまして、まずは後方支援で団長の直轄という形で動いていただこうと考えております。ただ、時代とともに変わっていくものでもありますので、実際始めてみて機能別団員に入りたいという若い方だとか、そういった方がもし多く参加されるようであれば、そういった内容も変えていかなければいけないと考えております。現在実際に基本団員を終えて機能別に入りたいという方もいらっしゃるしまして、そういった方には当然今まで培われた技術や知識等を使っていただいて、後方支援にぜひ回っていただきたいなと思っていますので、一番パターンとして多いのは、そのような移行というのが多いのではないかと現時点では考えておるところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 確かに現在サラリーマンの方が結構多くいらっしゃるというところで、消防団の活動になかなか入っていけない方もいらっしゃると思います。そういった意味では逆もあると思うんですよね。機能別団員から基本団員にというところで、そういったところで経験をさせていただいてというところも考えられると思いますので、その辺は広報活動等々をより多くやっていただいて進めていただければなと思います。

【黒沢委員長】 答えはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第27号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

す。本議案について説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 それでは、続きまして、町民部町民安全課より、議案第27号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。説明に当たりましては菊地より、質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、ご審査のほどお願いいたします。

それでは、議案第27号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。タブレット資料につきましては、03をご覧ください。本会議場での説明と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。

この一部改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年2月9日に公布され、令和6年4月1日施行とされたことに伴い、消防団員等の処遇改善を図るため条文の整理を図るものでございます。

タブレット資料の3ページ新旧対照表をご覧ください。寒川町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改めるものでございます。

次に、別表2で定める補償基礎額表中「1万2,440円」を「1万2,500円」に、「1万3,320円」を「1万3,350円」に、「1万670」を「1万800」に、「1万1,550」を「1万1,650」に「1万2,440」を「1万2,500」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩はいかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 休憩なしでという声でございましたので、このまま続けてまいります。

これより討論に入ります。議案第13号 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号 寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前10時10分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長